

兵庫さい帯血バンク移設募金要項

1 募金の名称

兵庫さい帯血バンク移設募金

2 募金の目的

当バンクは公的さい帯血バンク事業者として、安全な臍帯血の確保に必要な施設・設備の環境整備のほか、保存臍帯血の一層の質の向上や品質管理体制の充実を図りながら、これまで特定非営利活動法人として事業運営を続けてまいりましたが、このたび兵庫医科大学の整備計画の一環として、当バンクは移転を余儀なくされています。組織及び事業の性格上から余裕資金に乏しく多額の移設資金を到底賄うことが出来ず、このままでは事業の継続は難しく統合廃止・廃業を余儀なくされます。

臍帯血移植を望んでおられる多くの患者の皆さんの希望を叶えるためにも、是非「兵庫さい帯血バンク」を存続させていただきたく、移設募金活動を行うことといたしました。

3 募金の目標額

1億円

4 募金の種類

個人 1口1万円以上

・金額にかかわらず拝受いたします。

法人 企業、団体につきましては1口10万円以上

・1口未満の募金も受付けております。

・分割してご入金いただくこともできます。

5 寄附金の取扱い

寄附金は、当バンクの移設が実現しなかった場合には、他の同種バンクへの事業移管等に活用させていただきます。

6 募金期間

平成29年8月7日から平成30年8月31日まで

7 募金の方法について

所定の払込用紙によりお振込みください。どの金融機関でも振込みが可能です。その際の振込手数料は、ゆうちょ銀行及び三井住友銀行は無料となります。（その他の金融機関では有料

となります。) 後日、領収書をお送りします。

8 寄附金控除について

当バンクへの寄附金については「特定寄附金」として、所得税法等の規定による寄附金控除が受けられます。

- ① 個人の場合 所得税法等の規定により、「寄附金控除」の取扱いができます。
- ② 法人の場合 法人税法等の規定により、一般の寄附金の損金算入限度額とは別枠で損金算入限度額まで「損金」に算入することができます。

詳しくは、国税庁及びお住まいの県・市町村のホームページでご確認ください。

9 個人情報の取扱いについて

寄附のお申し込みの際にご記入いただいた個人情報に関しては、兵庫さい帯血バンクが募金及びその広報活動を推進する目的の範囲内でのみ使用いたします。

10 お問い合わせ先

特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンク事務局

電 話：0798-45-6777 FAX：0798-45-6781

住 所：〒663-8501 兵庫県西宮市武庫川町1番1号

E-mail：saitaibk@hyo-med.ac.jp